

三好市図書館システム更新業務に係る基本仕様書

1. 業務名

三好市図書館システム更新業務

2. 目的

本業務は、市民への図書館サービスのより一層の充実を図るべく、日々進展しつつある情報技術革新の成果等を積極的に取り込み、業務システム(利用者用端末・インターネット検索・予約)の機能強化により、利用者への利便性の向上や情報提供の拡大を図るとともに情報セキュリティに対して十分に考慮した図書館システムの更新を行うことを目的とする。

今回の導入では、図書館業務をクラウド型(SaaS方式)で運用することとし、事業経費の削減、職員の運用負荷の低減、セキュリティ向上を実現する。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

本稼動(サービス開始)は令和6年3月1日とする。尚、移行作業は図書館の閉館期間の令和6年2月19日～2月25日までの間に実施することとし、テスト運用及び操作説明についてもこの期間内に完了させること。

4. 業務の概要

三好市図書館蔵書管理システム及びコンピュータシステム一式(搬入、据付、配線、調整を含む)とする。

(1) 図書館奉仕系業務の構築

- ① 図書館窓口業務システムの構築
- ② 蔵書管理システムの構築
- ③ インターネットからの情報発信(資料検索・蔵書検索・予約含む)の構築
- ④ 上記を行うコンピュータシステム一式の導入

対象施設及びデータ数

- ・三好市中央図書館(〒778-0003 徳島県三好市池田町サラダ 1836-1)
- ・三好市井川図書館(〒779-4802 徳島県三好市井川町岡野前 64)
- ・三好市三野図書室(〒771-2304 徳島県三好市三野町芝生 1039)
- ・三好市山城図書室(〒779-5304 徳島県三好市山城町大川持 544)
- ・三好市西祖谷図書室(〒778-0195 徳島県三好市西祖谷山村一字 343-2)
- ・三好市東祖谷図書室(〒778-0204 徳島県三好市東祖谷京上 157-2)

以下のデータ等を考慮し、システム設計を行うこと

| | 現在(令和5年度) | 備考 |
|--------|-----------|----|
| 利用者登録数 | 8,800 人 | |
| 年間貸出冊数 | 79,000 件 | |
| 蔵書数 | 160,000 件 | |
| 年間予約件数 | 5,000 件 | |

5. サービス基本要件

公共図書館で導入実績があるクラウド型(SaaS方式)システムにて導入すること。

(1) 現行システムのデータ等の移行

- ① 移行データは書誌情報(MARC情報及び未所蔵書誌含む)、所蔵情報(除籍等含む)、利用者情報、貸出情報、予約情報、利用者通知情報、資料通知情報、発注情報、統計情報(過年度分含む)、その他必要なデータを安全かつ確実に提案システムに移行でき、障害等や業務に支障が生じないこと。

特に統計データ内の利用者統計や資料統計情報等に関しては継承し、令和5年度分の統計が作成できること。令和5年度分の年度帳票採取については、手作業合算などの業務が発生しないよう特に留意し、移行結果による余分な図書館職員の作業が発生しないこと。

- ② 現在、稼働しているシステムの個人情報保護の責任所在、コンプライアンスの観点、機器等の老朽化に配慮して、システム受託者は現行システムへ直接アクセスしてはならない。また、現行システムベンダー(扶桑電通株式会社)の許可なくシステムやデータベースの解析を行うことは、トラブル時の保守対象外となるため禁止する。既存システムのデータ抽出作業は必ず現行システムベンダーへ依頼すること。経費については、受託者の負担とし、本見積費用に含めること。

データ抽出については、テスト用と本番用の2回を想定している。

テスト用1回目抽出データの引渡予定時期は、業者決定後2週間以内とし、本番用データの引渡予定時期はシステム更新における臨時休館後2日以内とする。

- ③ データ移行作業は受託業者の責任において確実に実施すること。なお、作業の一部を再委託する場合は、書面により必ず市の承諾を得ること。
- ④ 新システム稼働後、移行データに何らかの不具合が判明した場合、受託者は、責任を持ってそれを修正すること。
- ⑤ データ移行については市と協議し、可能な限りデータクリーニングを実施すること。

(2) 図書館情報サービスの管理・運用

- ① 図書館情報サービスは「利用者サービス業務」「管理業務」など図書館の業務全体を処理できるトータルシステムであり、現行システムのクラウド化及び拡張を行う。サービス機能詳細は別紙「別紙2 機器仕様書」とし、内容事項は必須要件とする。

標準機能で機能仕様を満たせない場合、カスタマイズにて提供可能な場合は、その内容

を「別紙 4 機能調査票」に詳細を記載し、カスタマイズに係る費用は本見積りに含むこと。

- ② 図書館システムサーバやネットワーク関連にて障害が発生した場合等により業務停止した場合、すみやかにローカル端末やハンディターミナルにて単独(オフライン)で貸出、返却等の業務継続が行え、復旧後にそれらのデータが支障なく反映できること。
- ③ 図書館システムは、下記条件にて稼働すること。
 - ・クライアントの OS は Windows 10 以降の端末で運用可能なこと。
 - ・クライアントのブラウザは Microsoft Edge 及び Google Chrome 上で運用可能なこと。
- ④ データセンターで利用している図書館システムサーバ機器等の更新費用が発生しないこととし、利用料のみで継続利用できること。

(3) サービスセキュリティ対策

個人情報の保護および利用者が安心して図書館を利用できるよう、次の事項を確実に実施すること。

- ① 図書館システムの中で個人情報を保護するための制約を設けること。
 - ・貸出・返却等に必要個人情報とは最低限の情報とする。
 - ・個人の貸出記録は返却と同時に消去させる。
 - ・利用者用開放端末(OPAC)には利用者の個人情報を表示しない。
- ② 外部ネットワークを利用した情報交換において、情報を盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破壊等から保護するため情報交換の実施基準・手順を備えること。
- ③ インターネットからアクセスされるサーバには、利用者氏名、住所、電話番号、性別、電子メールアドレスなどの利用者個人情報は一切保持しないこと。
- ④ ID とパスワードにより利用認証を行うこと(利用権限の付与)。
- ⑤ 第三者がサーバに成りすます(フィッシング等)のを防止するため、サーバ証明書の取得等の対策を行うこと。
- ⑥ クラウドサービスにて提供されるシステムは、データセンター内及び図書館内端末でのウイルス対策が装備されていること。
- ⑦ 職員毎に業務機能制限が行えること。
- ⑧ 個人情報に関するアクセスログは記録し追跡可能なこと。

(4) サービス監視

- ① 10 分毎にハードウェアの死活監視を行うこと。
- ② 障害時は通知と報告を行うこと。
- ③ 利用状況について記録を保存すること。

(5) データセンター

- ① 10 分毎にハードウェアの死活監視を行うこと。
- ② 障害時は通知と報告を行うこと。

- ③ 利用状況について記録を保存すること。
- ④ データセンターは、日本国内でのデータセンター専用施設であること。
- ⑤ 建物耐震数値は7以上であること。
- ⑥ サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムを設置する場合、電力障害、通報システムなどの対策を講ずること。
- ⑦ 非常用電源設備(自家発電機)を備えており、48時間以上の給電が可能であること。
- ⑧ 設備に対し供給される電源は複数のルートから供給されていること。
- ⑨ サーバが管理されるラック類は鍵管理が行われること。
- ⑩ 建物への入退出記録が1年間以上保存されること。
- ⑪ 365日24時間の有人監視および監視カメラによる監視が行われていること。
- ⑫ IDカード等個人認証により入室ができること。
- ⑬ サーバ管理業務(バックアップ、セキュリティ管理、システムレベルアップ等)はすべてデータセンターで管理・運用をおこない、図書館側での運用操作を必要としないこと。
- ⑭ 入退室管理、セキュリティ監視方法等について提案書へ記述すること。
- ⑮ 日本データセンター協会が制定したティアレベル3以上であること。

(6) ネットワーク設定

- ① 設置機器のネットワーク設定は、レスポンスやセキュリティ等、十分考慮した設定を行うこと。
- ② 設置機器の調整と運用に至る全ての設定を行うこと。
- ③ インターネット回線について
接続回線は、別途三好市が用意した回線を利用すること。データセンター以外への接続は原則禁止とし、その他業務上必要なサイトのみ接続可能とする設定を行うこと。また、各拠点のONUからのLAN配線は受注業者にて行うこととし、工事に関連するかかる費用は見積に含むこと。
- ④ 全体的な構成図、必要な機器は「別紙3 図書館ネットワークイメージ図」を参照すること。
- ⑤ 図書館業務にドメインが必要な場合は取得すること。取得・維持管理にかかる費用は見積に含むこと。

(7) バックアップ対策

- ① 端末機器は日常的な保守・管理に専任の職員を必要としない機器であること。
- ② 端末機器のメンテナンスについては日常的に敏速に応じられる体制があること。
- ③ データセンターの停電・機器トラブル時における復旧体制を整え、バックアップ対策およびデータの損失・破壊の予防策を行うこと。
- ④ サーバについて、2世代以上のデータバックアップを行うこと。

(8) 図書館サービス運用の支援体制について

- ① サポート体制は、今回提案のパッケージ開発元企業と受託者で体制を構築すること。
- ② 図書館サービス利用に必要なマニュアルを整えること。
- ③ 休日・夜間なども含め異常発生時の早期復旧体制を整えること。

(9) 研修について

図書館業務を行う職員を対象とした集合研修を行うこと。また、新システム稼動開始から 3 日間程度、図書館に常駐し、操作方法等の補助を行うこと。ただし、システム操作の習熟度合によっては協議の上、短縮してもよい。

(10) 端末機器構成

端末機器構成及び台数は下記のとおりとする。機器については、5年間の使用を前提とした機種を選択すること。また、機器については国内メーカーでサポート体制を確立されたものを選択すること。なお、機器選定における詳細仕様・数量・設置場所においては、「別紙2 三好市図書館システム更新業務に係る機器仕様書」、「別紙3 図書館ネットワークイメージ図」を参照すること。

| 装置名称 | 中央図書館 | 井川図書館 | 山城図書室 | 三野図書室 | 東祖谷図書室 | 西祖谷図書室 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 数量 | 数量 | 数量 | 数量 | 数量 | 数量 |
| 窓口業務端末 (デスクトップ型) | 4 台 | 3 台 | 1 台 | 1 台 | 1 台 | 1 台 |
| BM 館用端末(ノート型)/Wi-Fi ルータ | 2 式 | - | - | - | - | - |
| 館内 OPAC 端末 (デスクトップ型) | 1 台 | 1 台 | 1 台 | 1 台 | 1 台 | 1 台 |
| バーコードリーダー | 6 式 | 3 式 | 1 式 | 1 式 | 1 式 | 1 台 |
| ハンディターミナル | 2 台 | 2 台 | - | - | - | - |
| リライトカードリーダー | 3 台 | 3 台 | 1 台 | 1 台 | 1 台 | 1 台 |
| プリンタ | 2 台 | 1 台 | 1 台 | 1 台 | - | - |
| UTM | 1 台 | 1 台 | - | - | - | - |
| ルータ | - | - | 1 台 | 1 台 | 1 台 | 1 台 |

(11) 機器の設置

- ① 全ての機器を指定する設置場所に設置し、周辺機器等の接続を行うこと。
- ② 各図書館・図書室のネットワーク配線を行うこと。また、山城図書室、三野図書室、東祖谷図書室、西祖谷図書室の利用を想定している。そのため、必要となる端末装置から UTM および執務室までの LAN 工事及びインターネット契約を行い、クラウド型(SaaS 方式)として行うこととする。
- ③ 設置に関して必要な機器(電源タップやハブなど)は準備すること。

(12)保守について

- ① 新しく導入するハードウェアについて、本稼動(サービス開始)日から、5年間の保守サポート対応をすること。
- ② 対応窓口を一本化し、窓口を設けること。
- ③ ハードウェア保守に関しては、休館日および年末年始(12/29～1/3)を除き、9時～19時のオンサイト保守とする。ただし、対象機器については「別紙2 機器仕様書」を確認すること。
- ④ システム保守に関しては、休館日および年末年始(12/29～1/3)を除き9時～19時までの対応が可能であること。
- ⑤ システム障害時、連絡窓口の明確化など緊急時の対応が可能な体制を構築することとし、近隣にサポート拠点を設け、障害発生からの初動対応は概ね1時間以内とする。
- ⑥ 図書館システム保守サポート内容
 - (ア)業務全般の操作・運用指導
 - (イ)業務全般のQ&A対応
 - (ウ)蔵書点検及び指導

蔵書点検時においては、作業における注意事項の指導・操作説明を行うこと。形式はオンサイト、Webは問わない。また、必要に応じてハンディターミナル等の貸出を必要台数分、無償で行うこと。
 - (エ)運用トラブルによる復旧支援

6. 成果物について

- ① 図書館システム設定書
- ② 機器設定書
- ③ 職員・司書向け操作マニュアル
- ④ 利用者向け操作マニュアル
- ⑤ 電子データ(上記資料を電子媒体に格納し提出すること。)
- ⑥ その他、本市が必要と認めるもの。

7. その他

- ① 納入物品の梱包材については、契約業者が納入後速やかに引き取ること。
- ② 設置や調整作業等については三好市と協議すること。
- ③ 本仕様書については適切に管理すると共に、これにより知り得た情報については、第三者に開示してはならない。
- ④ この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- ⑤ 基本仕様書に定める業務については、代替案を提案できるものとする。

以上